

裁量労働制実態調査のイメージ(案)に対する意見

2018年12月7日

- ① 一般事業場の労働者調査の対象について、「裁量労働制適用」と「類似業務を行う労働者」とあるが、「適用者と非適用者」が混在する企業がどの程度存在するのか考慮したうえで設計した方が良いのではないかと。該当者不在となり、配布そのものが成立しない可能性もある。
- ② 昨年同週の労働時間を聴く設問があるため、労働者調査では「1年以上その会社で雇用されている人」という条件を追加する必要があるのではないかと。
- ③ 裁量労働制適用事業場と一般事業場を層化無作為抽出で同じように抽出する場合、一般事業場を類似の業務を行う労働者がいる場合のみ回答とすると、調査設計上、両者の構成比がずれる可能性があり、集計での補正が必要になると考えられる。

- ① 労働者調査の調査項目イメージで「昨年同週の労働時間」とあるが、正確な回答は難しいのではないか。
- ② JILIPTの「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査」を参考とした場合、事業場票、労働者票ともに調査項目が多すぎるのではないか。回収率、記入精度向上の観点から調査項目を絞り込む必要があるのではないか。
- ③ 記入精度向上の観点から、桁区切りの線を必ず入れるようにするなどレイアウトに工夫をする必要がある。
- ④ 調査票のワーディングや選択肢の並び、レイアウト等について、記入者の視点に立ち、検討する必要がある。

- ① 回収率を向上させる手法として、調査対象への督促が一般的であり、その手法は民間事業者によってノウハウが異なるため一概には言えないが、文書による督促、電話による督促、調査員による督促等が考えられ、督促回数に比例して回収率は上がるものと考えられる。ただし、督促の回数が多くなれば、回答者への負担につながり、調査期間と経費が増加することに留意されたい。
- ② 回収率を高めるためにはオンライン調査の併用は良いと思うが、事業主経由なので回答の秘匿性を担保するために、パスワードの強制変更機能などの仕組みが必要と考える。
- ③ 本研究会で事業場経由で労働者票を回収した場合の回収率の議論がされていたが、弊会の中でも意見が分かれている。
 - 事業場経由での回収では、事業場の担当者は人事担当だと考えられ、封筒に入れ封をしても確認されるのではという対象労働者の心理が働き回収率が下がる。事業場の担当者が事業場票への回答と労働者票の配付・回収を負担することになり、依頼の段階で両調査の拒否につながる。
 - 事業場を経由せず労働者から直接回収する場合、対象労働者を特定することが難しく、直接の督促ができないため回収率が上がらない。 など

- ① 集計方法が記載されていないので検討済みかもしれないが、集計時に年齢構成等の属性を合わせる必要がある。
- ② 裁量労働制適用事業場と一般事業場を層化無作為抽出で同じように抽出する場合、一般事業場を類似の業務を行う労働者がいる場合のみ回答とすると、調査設計上、両者の構成比がずれる可能性があり、集計での補正が必要になると考えられる。(再掲)
- ③ 民間調査会社では、誤集計を防ぐためにナンバリング等による調査票の識別を行っている。現在では、調査票の識別を行うため、印刷工程で調査票にバーコードやQRコードを印字し、調査票の所在確認ができる仕組みを構築している民間調査会社も少なくない。仮に調査票の紛失等の事故が発生した場合であっても、どの工程で紛失したのかがわかるような仕組みになっている。
- ④ 本調査の受託事業者は、調査票情報や集計情報を適切に管理・保管が行える体制と設備を持つ民間事業者が望ましい。
- ⑤ マーケットリサーチの国際規格であるISO20252では、外部委託先から成果物を受け取る際には、成果物の内容を確認するための受入検査を行うことになっている。本調査の受託事業者には、外部先からの成果品を受け入れる際に、受入検査を行うように義務付けることも考えられる。

- ① 回収率およびデータ精度の向上、調査方法の工夫など民間事業者の創意工夫が活かされる調達方法の採用（総合評価落札方式、企画競争など）を検討する必要がある。
- ② 統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（平成29年3月3日改定）では、「委託先の適切な選定」について、「個人情報を取り扱う統計調査業務を民間委託する場合、「プライバシーマーク」等の個人情報保護に関する資格・認定を必須要件とすることが望ましい。また、委託業務の性質に応じて、品質マネジメントシステムに関する資格・認証である「ISO9001」、品質マネジメントシステムの要素を含むマーケットリサーチ（市場・世論・社会調査）のサービスに関する資格・認証である「ISO20252」、情報セキュリティマネジメントに関する資格・認証である「ISMS」などを総合評価落札方式における加点要件等に設定することが考えられる」と明示されており、統計の質確保やプロセス保証が求められる本調査の調達方法の参考としていただきたい。